

# 地区計画区域内における行為の届出書について

## ～届出の手続き～

### 1. 届出期間

工事着手の30日前までとなっています。なお、建築確認申請を伴う場合には、確認申請前に届出の手続きを行ってください。

### 2. 提出部数

正本・副本（計2部）提出してください。

## ～届出が必要な行為と添付図書～

次の図面を添付してください。

届出が必要な行為	添付図書
土地の区画形質の変更	位置図・設計図・委任状
建築物の新築、増築、改築、移転	位置図・配置図・平面図 立面図・委任状
工作物の建設	位置図・配置図・平面図 立面図・委任状
建築物等の用途の変更	位置図・配置図・平面図 立面図・委任状
建築物等の形態又は意匠の変更	位置図・配置図・立面図 委任状
木竹の伐採	位置図・区域図・施工図 委任状

## 備考

1. 確認申請を伴わない増築等も含まれます。
2. 委任された設計者等の連絡先を記入してください。
3. 上記以外にも、参考資料の添付が必要になる場合があります。

届出先・問い合わせ先  
まちづくり推進課

TEL 0745-62-3001（内線335）